

(案)

阿武隈川流域治水宣言

～流域の全総力で取り組む水害に強いまちづくり～

〈水害の発生状況〉

近年、全国各地で毎年のように、これまでに経験したことのないような豪雨により、深刻な水害が発生している。

令和元年東日本台風(台風第19号)では、宮城県丸森町で総雨量約600mm(10月12日～13日)を観測するなど各地で既往最高値を記録する大雨となり、背水(バックウォーター)の影響などもあり阿武隈川流域(支川を含む)において、福島県側で11河川31箇所、宮城県側で6河川21箇所の合計52箇所で堤防が決壊(全国142箇所)した。

阿武隈川流域の被害(土砂災害を含む)は、福島県側で死者・行方不明者数21人、住家被害約13,500戸、宮城県側で14人、約4,700戸となり、戦後最大の洪水である昭和61年8月5日洪水を上回る被害となった。また浸水範囲はハザードマップなどの浸水想定区域内であった一方、居住誘導区域内の浸水被害も発生した。

〈気候変動・社会変化による水害リスクの増大〉

気象庁の観測では、近年の1時間降水量50mm以上の年間発生回数が約30年前の約1.4倍に増加するなど、気候変動による影響は顕在化している。

災害の発生状況やIPCC(国連気候変動に関する政府間パネル)の評価などを踏まえれば、将来の気候変動はほぼ確実であり、気候変動の影響を考慮した目標の見直しが必要と考えられる。

また、人口減少や少子高齢化の進行により地域社会は大きく変化し、たとえば、町内会など自主防災組織の弱体化による高齢者の避難支援などへの影響や、水防団員の減少による地域防災力の低下が危惧されている。

〈流域治水の必要性〉

このような気候変動や社会の変化が進めば、水害リスクはますます増大することとなる。東日本台風時に遊水地やダムなどの貯留施設が一定の効果を発揮したことを踏まえ、治水対策をこれまで以上に推進するとともに、堤防が決壊するなど、施設能力を超える水害に備え、行政のみならず流域のあらゆる関係者が全総力をあげて社会全体で水害に備える「流域治水」を推進することが重要である。

〈阿武隈川の特性〉

阿武隈川の流域治水の取組にあたっては、以下の特性を考慮する。

- 流域には130万人以上の人口を有し、上流の福島県側には郡山市を中心とした都市圏、中流には県都である福島市、下流の宮城県側には東北の空の交通拠点・仙台空港が位置する岩沼市を有している。また流域を南北に通過する国道4号や東北自動車道など東北地方の物流ネットワークを支える基盤も有しており、社会・経済の点で重要な資産を抱えている。
- 流域が南北に長く、南から北へ流下するため、流下方向が台風の進路と一致し、台風を要因とした洪水被害が何度も発生。約100年前より本格的な河川改修に着手し、近年では平成の大改修など大規模な改修事業を実施し整備効果が発揮されているが、令和元年東日本台風では、建物被害約18,200戸にもおよぶ甚大な被害が発生していることから、さらなる治水対策を進める必要があるとともに、激甚化する水害に備え、流域対策・ソフト対策も併せて推進する必要がある。
- 大小の狭窄部が盆地を挟む地形で連続しており、狭窄部の影響を受けやすい盆地部では度々甚大な洪水被害を被ってきた。こういった地形特性に応じた治水対策を進めるとともに、上下流

(案)

のバランスに配慮した上で、流域全体として早期に治水安全度を向上させる必要がある。

- 令和元年東日本台風をはじめ、近年の豪雨の激甚化・頻発化により、支川での多数の氾濫や内水氾濫による被害も甚大であり、河川の対策のみならず流域からの流出を抑制する対策も必要である。
- 一方、阿武隈川は自然の地形が造り出した景勝地が数多く存在する他、人と川がふれあい、自然観察や環境学習、イベントなど、多様な利活用がされているとともに、様々な生物の生育環境でもあることから、この豊かな河川環境を消失させないための保全を行う必要がある。

《阿武隈川流域治水 基本方針》

激甚化が懸念される水害に対し、流域全体で一丸となって、国の機関、宮城県、福島県、流域(氾濫域を含む)40市町村、流域内の企業や住民などあらゆる関係者が水害に関するリスク情報を共有し、水害リスクの軽減に努めるとともに、水害発生時には逃げ遅れることなく命を守り、社会経済活動への影響を最小限とするためのあらゆる対策を、ハード・ソフト両面で速やかに実施していくことが必要であることから、以下の5つを基本方針として取り組んでいく。

(案)

1. 河川事業の推進

東日本台風を踏まえ、再度災害防止や気候変動に備えるため、阿武隈川の洪水特性や氾濫特性、河川環境を理解し、河道掘削、堤防整備、遊水地整備、利水ダム等の事前放流による貯留機能の拡充、気候変動による降雨量の増加などを考慮した治水計画への転換等の水害対策・土砂災害対策を強力に推進する。

2. 流域での貯留機能・排水機能の保全・拡充

気候変動の影響で降雨強度のさらなる増加が見込まれる中、少しでも河川水位を低下させるとともに、内水被害を軽減するため、地下貯留施設、グラウンドや公園を活用した貯留、ため池の活用・保全、田んぼダム、森林整備・保全、民間施設等も含めた雨水貯留機能の保全・拡充や排水施設等の整備による内水排除機能の強化を推進する。

3. 減災型都市計画の推進

安全なまちづくりのため、地域の水害リスクを把握し、立地適正化計画による居住誘導区域の適切な設定、高リスク地域の土地利用規制や移転促進、防災に関する取組指針の策定等により減災型都市計画を推進する。

4. 地域防災力向上による逃げ遅れゼロ

施設能力を超える洪水が発生した場合でも命を守り、早期の復旧・復興を果たすため、地域の特性やニーズを踏まえ、地区単位・町内会単位での防災体制の構築や地域住民にわかりやすい情報発信などにより、地域住民自らの避難・誘導を推進する。

5. 相互連携による対策の深化・拡充

激甚化する水害から地域の持続可能な発展を守り確保するため、上下流、左右岸など他地域の状況をよく理解し、また取組を周知し住民の理解を得ることで、あらゆる関係者が一致団結し全総力を挙げて取り組み、顔の見える協力体制を構築する。

互いの取組を共有・フォローアップすることで、対策の深化・拡充を図り、流域治水プロジェクトを強力に推進する。

